

東吉祥院公園（元塔南高校第1グラウンド北側部分）の廃止について

1 塔南高校敷地について（別紙「塔南高校位置図」参照）

- (1) 昭和38年開校以来、教育活動を行ってきた京都市立塔南高等学校（以下、塔南高校）は、令和5年6月末に本市立洛陽工業高等学校跡地である本市立開建高等学校（以下、開建高校）の地に移転致しました。
- (2) また、塔南高校校舎敷地の南に位置する東吉祥院公園は、昭和20年に都市計画決定され、昭和35年に都市公園として開園されましたが、塔南高校開校を機に、同校のグラウンドの一部として今日に至るまで使用してまいりました（開建高校のグラウンド工事が完了する令和5年12月まで使用予定）。
- (3) 本市では、このたびの塔南高校の移転に伴い、本公園部分を含む塔南高校跡地について、都市計画の用途地域が工業地域に該当する貴重な市有地として、公用及び、民間活用を含めて有効活用を検討しているところです。

2 全員制中学校給食実施に伴う給食センターの整備について

- (1) 本市では、子どもたちの健やかな育ちと学び、子育て家庭支援の一層の充実のため、全員制中学校給食の実施に向け検討を進めており、今年度、専門業者による実現可能性や概算経費等の調査や、生徒・保護者等へのアンケートを行うとともに、有識者や学校代表、PTA代表等からなる「京都市全員制中学校給食検討会議」を開催し、多角的な視点から御議論いただきてまいりました。
- (2) こうした調査や検討会議でのご意見等を踏まえ、本市として、持続可能で最適な実施方式として、給食センター方式（給食センターで調理した給食を各校に配送する方式）を導入することとしました。
- (3) 給食センターについては、約26,000食の給食を調理、配送するために必要な用地を確保でき、配送先の各中学校において調理後2時間以内に喫食可能となる位置にあるとともに、工業地域としての用途地域等の条件に合致することから、塔南高校跡地に整備する計画としています。なお、塔南高校跡地のうち、施設の規模や道路状況等を鑑み、第1グラウンドに整備予定です。
- (4) 今後、令和10年度中の実施を目標として、食に関する学びが深められ、食文化の発信や防災・被災者支援の拠点となるとともに、地域の活性化や文化的で豊かな生活に資する場となるように取り組んでまいります。

3 公園の廃止について

- (1) 上記のとおり、給食センターの整備を行うため、高校のグラウンドとして使用してきた東吉祥院公園について、都市公園法に基づく廃止に向けた手続きを進めてまいります。
- (2) 都市公園法に基づく公園の廃止に当たっては、同法第 16 条に適合する必要があります。本公園については、塔南高校跡地をはじめ市内において、代替公園の整備を計画した上、廃止の告示を行います。

【代替公園】

- ・塔南高校跡地（南区）
 - ※ 塔南高校跡地の校舎敷地の一部において、市民の皆様にご利用いただける公園整備を予定しています。
- ・南岩本公園の拡張（南区）
- ・伏見西部第四地区 8 号公園（伏見区）
- ・桃山東第二地区 4 号公園（伏見区）

都市公園は、都市公園法第 16 条の規定に適合する場合に限り、廃止することができます。今回の東吉祥院公園の廃止については、同法第 16 条第 2 項の「廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合」に適合しております。

都市公園法

第 16 条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- (1) 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- (2) 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- (3) 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

- (3) 上記のとおり都市公園法に基づく公園の廃止手続きが完了したことをもって都市計画法に基づく公園の位置付けを廃止する手続きを進めてまいります。

4 その他

塔南高校跡地においては、上記のとおり給食センターや代替公園をはじめ、産業振興やまちづくり、地域の活性化に資する活用となるよう、引き続き、本市有地を最大限有効活用できるよう検討を進めてまいります。

